平成２５年（フ）第８３０号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番６―302号
債務者　芳村　哲哉
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８３１号
福岡県春日市天神山７丁目149番地メモリー天神山第２・Ｃ棟201号
債務者　高柳　純一
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８４７号
福岡市早良区城西１丁目８番17号
債務者　山口　裕也
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８４９号
福岡市東区馬出３丁目15番25―313号
債務者　阿部シナ子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８５３号
福岡県糸島市志摩東貝塚396番地
債務者　永長　伸崇
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８５７号
福岡市東区城浜団地23番505号
債務者　新屋敷恵子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８６６号
福岡市南区野間４丁目１番35―614号
債務者　坂本　鈴子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８１号
福岡県春日市桜ヶ丘２丁目80番地アパートメントニコレⅡ―101号
債務者　安部　健浩
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８９０号
福岡県春日市須玖北３丁目116番地　武末コーポ102号
債務者　川口　英人
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９１８号
福岡市城南区松山２丁目31番８―102号
債務者　熊谷　　真
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９２６号
福岡市城南区梅林１丁目２番９―203号
債務者　坂本　　亮
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２７号
仙台市泉区泉ケ丘５丁目28番５号
債務者　小島　信治
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
茨城県小美玉市与沢255番地223
債務者　中川　敏子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２２０号
茨城県水戸市見川２丁目108番地の２　岩間コーポ202号
債務者　西木　信義
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１号
滋賀県彦根市西今町543番地５、前住所大阪市福島区大開１丁目12番３号　廣瀬マンション307号
債務者　尾本沙祐里
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４７４号
京都市右京区山ノ内大町３番地の３
債務者　小松　早苗
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５５１号
京都市西京区桂上野中町203番地　第二澤井マンション402号
債務者　林　喜代里
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
兵庫県加古川市野口町長砂699番地の３
債務者　中村　裕二
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部